

都市計画法

第1章 総則

- 都計法1条(目的)
- 都計法5条第2項(都市計画区域)
- 都計法5条の2(準都市計画区域)

第2章 都市計画

第1節 都市計画の内容

- 都計法7条(区域区分)
 - 市街化区域
 - 市街化調整区域
- 都計法8条(地域地区)
- 都計法12条の4(地区計画等)

第3章 都市計画制限等

第1節 開発行為等の規制

- 開発行為の許可
 - 都計法29条1項一号 同法施行令19条1項
 - 都計法29条1項三号 同法施行令21条十七号
 - 都計法29条1項十一号 同法施行令19条1項
- 設計者の資格
 - 都計法31条 同法施行規則18条 19条一号へ
- 変更の許可等
 - 都計法34条十号
 - 都計法35条の2第3項
- 開発許可を受けた土地における建築等の制限
 - 都計法42条1項ただし書
- 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限
 - 都計法43条1項三号 同法施行令36条の8第三号
 - 都計法43条1項五号 同法施行令35条一号

第1節の2 田園住居地域内における建築等の規制

- 都計法52条の2第1項一号 同法施行令36条の8第三号

第2節 都市計画施設等における建築等の規制

- 建築の許可
 - 都計法53条1項 同法施行令37条

第3節 風致地区内における建築等の規制

- 建築等の規制
 - 都計法58条の2第1項一号
 - 同法施行令38条の5第二号イ
 - 同法施行令38条の4第一号
 - 同法施行令38条の4第二項